

平成 25 年第 4 回安城市議会定例会付議案件

内 容							
議 案 番 号	第 65 号議案						
議 案 名	安城市税条例の一部を改正する条例の制定について						
摘 要	<p>地方税法の改正等並びに個人の市民税の寄付金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人及び市民税の減免対象の見直しに伴うもの</p> <p style="text-align: right;">1、2 26. 1. 1～ 3 28. 1. 1～ 4 28.10. 1～ 5 29. 1. 1～</p>						
	<p>1 個人の市民税の寄附金税額控除の対象となる活動を行う特定非営利活動法人に次の法人を加える。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">特定非営利活動法人おやこでのびっこ安城</td> <td>安城市福釜町蔵前 9 1 番地 3</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人いのちの森づくり実行委員会</td> <td>安城市御幸本町 1 5 番地 1 号 碧海信用金庫本店安城ライオンズクラブ事務局</td> </tr> <tr> <td>特定非営利活動法人フィリアの会</td> <td>安城市東明町 1 0 番地 1 2</td> </tr> </table>	特定非営利活動法人おやこでのびっこ安城	安城市福釜町蔵前 9 1 番地 3	特定非営利活動法人いのちの森づくり実行委員会	安城市御幸本町 1 5 番地 1 号 碧海信用金庫本店安城ライオンズクラブ事務局	特定非営利活動法人フィリアの会	安城市東明町 1 0 番地 1 2
	特定非営利活動法人おやこでのびっこ安城	安城市福釜町蔵前 9 1 番地 3					
	特定非営利活動法人いのちの森づくり実行委員会	安城市御幸本町 1 5 番地 1 号 碧海信用金庫本店安城ライオンズクラブ事務局					
	特定非営利活動法人フィリアの会	安城市東明町 1 0 番地 1 2					
	<p>2 法人の市民税の減免できるものの対象に、公益社団法人及び公益財団法人を加える。</p>						
	<p>3 引用している地方税法の条項名の変更</p>						
	<p>4 公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収について、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 仮特別徴収税額を、前年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額の 2 分の 1 に相当する額とする。</p> <p>(2) 納税義務者が賦課期日後に市の区域外に転出した場合においても、一定の要件の下、特別徴収を継続する。</p>						
	<p>5 個人の市民税について、特定公社債等の利子等が源泉分離課税の対象から除外されること、公社債等の譲渡所得等が非課税の対象から除外されること、特定公社債等の利子等及び譲渡所得等が上場株式等に係る損益通算及び繰越控除の特例の対象に加わること等に伴い次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 特定公社債等の利子等（申告を要しない一定のものを除く。）について、1 0 0 分の 3 の税率による申告分離課税の対象とする。また、一定の特定公社債等の利子等については、納税義務者の申告により、申告分離課税の対象とする。</p> <p>(2) 特定公社債等に係る譲渡所得等（源泉徴収選択口座内のものを除く。）について、1 0 0 分の 3 の税率による申告分離課税の対象とする。また、源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡所得等については、納税義務者の申告により、申告分離課税の対象とする。</p> <p>(3) 一般公社債等に係る譲渡所得等について、1 0 0 分の 3 の税率による申告分離課税の対象とする。</p> <p>(4) 株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、一般株式等（一般公社債等を含む。）に係る譲渡所得等と上場株式等（特定公社債等を含む。）に係る譲渡所得等を別々の分離課税制度とする。</p> <p>(5) その他株式等に係る所得の特例措置に関する規定について、単に課税標準の計算の細目を定めるものを削除する等の整理を行う。</p>						

内 容	
議 案 番 号	第 66 号議案
議 案 名	安城市附属機関の設置に関する条例の制定について
摘 要	<p>市の政策形成の役割を担っている一定の会議体を地方自治法上の附属機関として位置付けるもの 26. 4. 1～</p> <p>1 附属機関として位置付けるもの</p> <p>(1) 安城市行政改革審議会 (2) 安城市行政評価委員会 (3) 安城市指定管理者選定委員会 (4) 安城市地域福祉計画策定協議会 (5) 安城市老人ホーム入所判定委員会 (6) 安城市障害者福祉計画策定委員会 (7) 安城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 (8) 安城市介護保険・地域包括支援センター運営協議会 (9) 安城市介護保険地域密着型サービス運営委員会 (10) 安城市予防接種健康被害調査委員会 (11) 安城市社会資本整備総合交付金評価委員会 (12) 安城市総合交通会議 (13) 安城市生涯学習推進計画策定委員会 (14) 安城市民ギャラリー美術品等収蔵委員会 (15) 安城市スポーツ振興計画策定委員会</p> <p>2 現在規定している条例を廃止し、本条例で規定するもの</p> <p>(1) 安城市特別職報酬等審議会 (2) 安城市総合計画審議会 (3) 安城市住居表示審議会 (4) 安城市青少年問題協議会 (5) 安城市スポーツ推進審議会</p>
議 案 番 号	第 67 号議案
議 案 名	安城市福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>桜井福祉センター内に設置されている地域活動支援センターを廃止し、新たに身体障害者デイサービスセンターを設置するもの 26. 4. 1～</p> <p>身体障害者デイサービスセンターでは、生活介護事業を行う。</p>

内 容	
議 案 番 号	第 68 号議案
議 案 名	安城市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>子どもの医療費の助成に係る受給資格者の範囲を拡大することにより、子どもの健康の増進を図るもの 26. 4. 1～</p> <p>受給資格者の範囲の拡大 15歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者 → 18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある者（15歳に達した日以後の最初の3月31日を経過した者に対する助成の対象は、入院に係る医療費に限る。）</p>
議 案 番 号	第 69 号議案
議 案 名	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴うもの 26. 1. 3～</p> <p>引用している法律の題名の変更 第2条第1項第6号中 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」→「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」</p>
議 案 番 号	第 70 号議案
議 案 名	安城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
摘 要	<p>地方税法の改正等に伴うもの 29. 1. 1～</p> <p>個人の市民税について公社債等に係る課税方式が変更されたことに伴い、国民健康保険税の課税の特例の変更等をする。</p>

内 容	
議案番号	第71号議案
議案名	安城市農業行政調査会条例を廃止する条例の制定について
摘要	安城市農業行政調査会の廃止に伴うもの 公布の日～
議案番号	第72号議案
議案名	安城市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について
摘要	安城市農村環境改善センターの廃止に伴うもの 26. 8. 1～
議案番号	第73号議案
議案名	安城市子ども・子育て会議条例の制定について
摘要	子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する機関を設置するもの 公布の日～ 安城市子ども・子育て会議 (1) 所掌事務 ア 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員を定め、並びに子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更するに当たって市長に意見を述べること。 イ 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 ウ その他子ども・子育て支援に関し、市長が必要と認める事項を調査審議すること。 (2) 組織 委員20人以内(任期2年) (3) 会議 会議は、会長(議長)が招集し、議事は、出席した委員の過半数で決する。

内 容																													
議 案 番 号	第 74 号議案																												
議 案 名	安祥閣の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について																												
摘 要	<p>安祥閣の利用時間の変更に伴い利用料金の区分の変更をするもの 26. 4. 1～</p> <p>別表の規定中、夜間の区分を削り、全日の区分を次のとおり変更する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>午前 9 時～ 午後 9 時</th> <th>→</th> <th>午前 9 時～ 午後 5 時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茶室（控室を含む。）</td> <td>5,560 円</td> <td></td> <td>3,880 円</td> </tr> <tr> <td>茶室控室</td> <td>2,100 円</td> <td></td> <td>1,570 円</td> </tr> <tr> <td>楓の間</td> <td>2,410 円</td> <td></td> <td>1,720 円</td> </tr> <tr> <td>櫨の間</td> <td>2,310 円</td> <td></td> <td>1,640 円</td> </tr> <tr> <td>桜の間</td> <td>2,620 円</td> <td></td> <td>1,880 円</td> </tr> <tr> <td>松の間</td> <td>1,570 円</td> <td></td> <td>1,150 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 変更後の額は、午前及び午後の利用料金を合算した額</p>	区分	午前 9 時～ 午後 9 時	→	午前 9 時～ 午後 5 時	茶室（控室を含む。）	5,560 円		3,880 円	茶室控室	2,100 円		1,570 円	楓の間	2,410 円		1,720 円	櫨の間	2,310 円		1,640 円	桜の間	2,620 円		1,880 円	松の間	1,570 円		1,150 円
	区分	午前 9 時～ 午後 9 時	→	午前 9 時～ 午後 5 時																									
茶室（控室を含む。）	5,560 円		3,880 円																										
茶室控室	2,100 円		1,570 円																										
楓の間	2,410 円		1,720 円																										
櫨の間	2,310 円		1,640 円																										
桜の間	2,620 円		1,880 円																										
松の間	1,570 円		1,150 円																										
議 案 番 号	第 75 号議案																												
議 案 名	平成 2 5 年度安城市一般会計補正予算（第 3 号）について																												
摘 要	資料別添																												
議 案 番 号	第 76 号議案 ～ 第 80 号議案																												
議 案 名	平成 2 5 年度安城市特別会計補正予算について																												
摘 要	<p>有料駐車場事業（第 1 号） 下水道事業（第 1 号） 安城北部土地区画整理事業（第 1 号） 農業集落排水事業（第 1 号） 安城桜井駅周辺特定土地区画整理事業（第 2 号）の 5 会計</p> <p>資料別添</p>																												

内 容	
議 案 番 号	第 81 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	<p>次に掲げる公の施設の指定管理者として社会福祉法人安城市社会福祉協議会を指定する（平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日）。</p> <p>(1) 安城市総合福祉センター（安城市療育センターを除く。）、安城市北部福祉センター、安城市西部福祉センター、安城市作野福祉センター、安城市桜井福祉センター、安城市中部福祉センター及び安城市安祥福祉センター</p> <p>(2) 安城市社会福祉会館</p> <p>(3) 安城市中央児童センター、安城市西部児童センター及び安城市安祥児童センター</p> <p>(4) 安城市養護老人ホーム</p> <p>(5) 安城市南部デイサービスセンター、安城市安祥デイサービスセンター、安城市西部デイサービスセンター及び安城市作野デイサービスセンター</p> <p>(6) 安城市虹の家</p>
議 案 番 号	第 82 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	<p>安城市高齢者生きがいセンターの指定管理者として公益社団法人安城市シルバー人材センターを指定する（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）。</p>
議 案 番 号	第 83 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	<p>安城産業文化公園及び道の駅デンパーク安城の指定管理者として公益財団法人安城都市農業振興協会を指定する（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）。</p>

内 容	
議 案 番 号	第 84 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安城市勤労福祉会館の指定管理者として昭和建物管理株式会社三河本社を指定する（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）。
議 案 番 号	第 85 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	秋葉いこいの広場の指定管理者として西三河エリアワン・エコネットあんじょうグループを指定する（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）。
議 案 番 号	第 86 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	丈山苑の指定管理者として株式会社ピーアンドピーを指定する（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）。

内 容	
議 案 番 号	第 87 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安祥閣の指定管理者としてコニックス株式会社を指定する（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）。
議 案 番 号	第 88 号議案
議 案 名	指定管理者の指定について
摘 要	安城市有料駐車場の指定管理者として株式会社日本メカトロニクスを指定する（平成 26 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）。
議 案 番 号	第 89 号議案
議 案 名	損害賠償の額の決定及び和解について
摘 要	<p>交通事故による損害賠償の額の決定及び和解</p> <p>1 損害賠償額 1, 578, 476 円</p> <p>2 事故内容</p> <p>(1) 発生日時 平成 25 年 7 月 25 日 午後 1 時 40 分ごろ</p> <p>(2) 発生場所 安城市城南町地内</p> <p>(3) 経 過 上記地内の市道において、公用車が信号待ちで停車中の相手方車両に追突したもの</p> <p>3 相手方の損害の程度 頸部^{けい}の挫傷</p> <p>4 過失割合 安城市 100% 相手方 0%</p>